

◎新潟県告示第1194号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により指定した道路の位置を次のとおり変更した。

令和3年10月29日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 変更した指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 変更の年月日
令和3年10月11日
- 3 変更した指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
○変更前（昭和48年11月30日指定） 南魚沼郡六日町大字川窪字陣場1050番、 1051番、1052番3、字窪1148番、1149 番4、1149番6	6.00	52.00
○変更後 南魚沼市川窪字窪1149番4の内、1149 番6の内、字陣場1052番3の内	5.82～6.47	2.06
字窪1149番1の内、1149番4の内、1149 番6の内、字陣場1052番3の内	7.39～7.82	13.19
字窪1147番の内、1148番の内、1149番4 の内、字陣場1050番の内、1051番の内、 1052番3の内	7.82～8.00	25.83
字窪1147番の内、1149番4の内、字陣場 1050番の内、1052番3の内	7.57	10.92